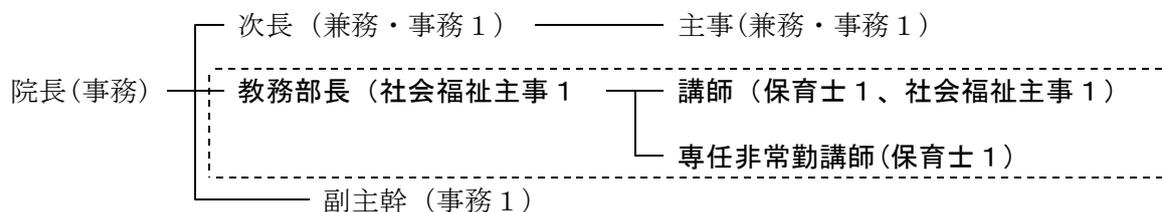


保育専門学院の教育体制及び教育課程

1 教育体制(H23年度)



* H24年度は、指定保育士養成施設指定基準に適合するよう、専任の講師1名、非常勤講師1名を新たに配置し、6名体制となる予定。

・外部講師 34名

2 修業科目及び専任・非専任の別

	修業教科目	授業の方法	単位数			
			専任職員	専任以外		
教養科目	人権論	講義	1	1		
	法学(日本国憲法)	講義	1	1		
	国語表現	演習	1	1		
	情報処理	演習	1	1		
	国際理解	講義	2	2		
	英語Ⅰ	演習	1	1		
	英語Ⅱ	演習	1	1		
	スポーツ学	講義	1	1		
	スポーツ実技	実技	1	1		
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	2	
		教育原理	講義	2	2	
		児童家庭福祉	講義	2	2	
		社会福祉	講義	2	2	
		相談援助	演習	1	1	
		社会的養護	講義	2	1.8	0.2
		保育者論	講義	2	0.1	1.9
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ	講義	2	2	
		保育の心理学Ⅱ	演習	1	1	
		子どもの保健Ⅰ	講義	2	2	
		子どもの保健Ⅱ	講義	2	2	
		子どもの保健Ⅲ	演習	1	0.6	0.4
		子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1	1	
		子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1	1	
		精神保健	講義	2	2	
	保育の内容・方法に関する科目	家庭支援論	講義	2	2	
		保育課程論	講義	2	2	
		保育内容総論	演習	1	1	
		保育内容(環境)	演習	1	1	

		保育内容(人間関係)	演 習	1		1
		保育内容(言葉)	演 習	1	0. 3	0. 7
		保育内容(健康)	演 習	1	0. 5	0. 5
		保育内容(表現)	演 習	1	0. 3	0. 7
		乳児保育Ⅰ	演 習	1	0. 1	0. 9
		乳児保育Ⅱ	演 習	1	0. 5	0. 5
		障害児保育Ⅰ	演 習	1	1	
		社会的養護内容	演 習	1	0. 2	0. 8
	保育の表現技術	音楽Ⅰ	演 習	1		1
		音楽Ⅱ	演 習	1		1
		図画工作	演 習	1	1	
		児童文化Ⅰ	演 習	1		1
	実習	保育実習Ⅰ(施設)	実 習	2	2	
		保育実習指導Ⅰ(施設)	演 習	1	1	
		保育実習Ⅰ(保育所)	実 習	2	2	
		保育実習指導Ⅰ(保育所)	演 習	1	1	
	総合演習	保育実践演習	演 習	2	1. 3	0. 7
選択必修科目	保育の本質・目的	同和保育	講 義	2		2
	保育の対象の理解に関する科目	発達障害児保育	講 義	2		2
		障害児(者)福祉	講 義	5	0. 2	0. 8
	保育の内容・方法の理解に関する科目	保育環境	演 習	1	0. 8	0. 2
		障害児(者)支援	演 習	2		2
		気になる子保育演習	演 習	1		1
		保育計画論	演 習	1	1	
	保育の表現技術	ピアノ(基礎)	演 習	2		2
		児童文化Ⅱ	演 習	1	0. 8	0. 2
		表現演習Ⅰ	演 習	1	0. 7	0. 3
		表現演習Ⅱ	演 習	1	1	
		表現演習Ⅲ	演 習	1	0. 7	0. 3
		音楽Ⅲ	演 習	1	1	
		レクリエーション指導法	演 習	2	0. 3	0. 7
		ピアノⅡ	演 習	1		1
	体育指導法	演 習	1		1	
	保育実習	保育実習Ⅱ	実 習	2	2	
		保育実習Ⅲ	実 習	2	2	
		乳児保育実習	実 習	1	1	
		障害児(者)支援実習	実 習	1	1	
			計	92	32. 4	59. 6
	(内 訳)		講 義	38	6. 9	31. 1
			演 習	43	15. 5	27. 5
			実 習	10	10	0
			実 技	1	0	1

《 参考 》 指定保育士養成施設指定基準(抜粋)

4 教職員組織及び教員の資格等

指定保育士養成施設は、所長、教科担当教員及び事務執行に必要な職員をもって組織すること。

- (1) 所長 (略)
- (2) 教科担当教員

ア 組織

(ア) 昼間部等

教科担当教員については、専任の教科担当教員(以下「教科担当専任教員」という。)を入学定員 50 人につき 6 人以上置き、その担当は、「児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」(平成 13 年厚生労働省告示第 198 号。以下「告示」という。)別表第 1 の系列欄に掲げる 6 系列のうち「総合演習」を除く 5 系列については、それぞれ最低 1 人とすることが望ましいこと。

また、入学定員が 50 人増すごとに、教科担当専任教員を 2 人以上加えることが望ましいこと。

(中略)

イ 資格

教科担当専任教員は、次のいずれかに該当する者であって、教育の能力があると認められた者であること。

- (ア) 博士又は修士の学位を有し、研究上の業績のある者
- (イ) 研究上の業績が(ア)に掲げる者に準ずると認められる者
- (ウ) 教育上、学問上の業績ある教育経験者
- (エ) 学術技能に秀でた者
- (オ) 児童福祉事業に関し特に業績のある者

ウ 非常勤教員を置く場合には、教科担当専任教員に準ずる者又は専門科目に関する実務に深い経験を有する者であること。

(以下略)